



# 経営の散歩道

川中経営研究所  
所長 川中清司

▼世は平成に改まったが、巨大な魔王が現れて人々の心は平靜ならず。

その力は全流通段階におよび年に五兆円を吸い上げる。定めを犯す者は最高五年の徴役。高齢社会を潤わす福の面と、防衛力拡大の鬼の面との二つを持つ。七十条からなる鎧を着け六十七の附則を帯びる。その名は消費税。

▼非課税は、土地、福祉、教育、医療の一部に限る。

七年間の記録保存を強制し、仕入帳や請求書には、必ず相手・商品名・年月日の記載が必要。

三千万円以下の売上の業者には納税を許すが、仕入れや経費の三％税負担からは逃げられない。全国六百万の事業者の六八％はこの層に入る。

▼いま消費税講習会は花盛り。どこも沢山の人が集まり、定刻

開会で福井時間はない。

聴衆の目は真剣そのものだが、経営に熱心な企業家とみるべきか、不安におののく気の毒な税痛人とみるべきか。

ひと通り説明を終えたと必ず質問が出る。税の仕組みは分か



つたが、「自分の商売はどうしたらいいのか教えろ」と言う。

三％もらえんときはどうなるのか。商品在庫はふやすべきか。帳面はどうするんか。今、せんならんことは何か……。

業種や商売の規模によって対策は異なる。これといったキメ手を見出せないまま、焦躁のうちには流れ四月一日は迫る。

▼難問・奇問がとびだす。

—お寺のお布施は課税になるのか、その条文は…課税にならない。条文や通達にもありません。

—土地は非課税、輸出は免税というが、非課税と免税とどう違うのか…課税の対象にされないのが非課税、本来は課税されるのがある条件や目的のもとにからないのが免税です。

—郵便切手は非課税なのに、はがきにかかるとはなぜか…切手を買うのは一種の両替えのよう

## 第九回

# せいせい元年

なもの。はがきは郵送サービスに三％の課税分を加えて四十一円となります。

—簡易課税で、卸は九〇%、小売は八〇%の仕入控除を認めるといだが、卸・小売の区別は…他の業者から商品を仕入れて、加工をしない業者に売る、小売以外のものです。—じゃ河和田の漆器問屋はどっちか。

質問の底辺には、税に対する不満と抵抗がよどんでいる。

▼「消費税はサービスマス」と表示したら法律(景品表示法)違反のおそれがあるというのとは本当か—という質問も多い。

—お客の負担を軽くし、その分だけ店がかぶるのは営業の自由売上三千万円以下の業者は、納税しなくていい分だけまけるのが商人の道というもの。それを書きだしてなぜ悪い—。厳世を生き抜く商人の舌鋒はするどい。

—自分の店の品物を自分が使うのに、なんで税金を払わんならんのや。百姓が自分の米をたべても税金かかるのか—。「自家消費に対する課税」は、理屈では説明できても、しんから納得してはもらえない。

▼竹下さんは二月十日の国会で「国民の間に消費税の導入について種々の懸念や不安があることは、十分承知している」と言ったが、納税業者でない彼に本当の苦労が分かるかどうか。「辻立ち」旅行より、近くの消費税説明会に出てみたら。